

参考資料 2  
(第 3 回保安対策WG  
資料 3 - 3)

# 消費機器調査従事者が取得すべき 資格制度について

平成 27 年 11 月 18 日

一般社団法人 日本ガス協会

# 1. 消費機器調査従事者の資格を取り巻く状況

## ▶ 消費機器調査に関する法体系の変更

### ■ 現行ガス事業法第40条の2 第2項

**ガス事業者は**、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

### ■ 改正ガス事業法第159条の2 第2項

**ガス小売事業者は**、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

### 【変更点】

○ガス事業法の改正により、消費機器調査の責任は原則「**ガス小売事業者**」とされた。

※ガス工作物の技術基準適合維持義務は、「一般ガス導管事業者」とされた。

# 1. 消費機器調査従事者の資格を取り巻く状況

## ▶ 各審議会等における審議事項

- 事業類型の変更に伴う、新規参入者も含めた消費機器調査従事者に必要な資格の再整理
- 従来、業界自主として実施していた「自主保安」項目について、一部の省令化（開栓作業時の消費機器調査等）や保安業務規程への必須記載化
- 緊急時対応は原則、導管事業者にて行われるが「ガス小売事業者が、消費機器調査・周知等の需要家訪問の機会を通じてガス漏れ等の事態を覚知した場合には、ガス小売事業者がメーターガス栓等の閉止やマイコンメーター作動による供給遮断を解除する場合の復帰操作等の措置を実施することが必要」とされた。

### 【参考】消費機器調査従事者に必要な要件

- 消費機器調査従事者に必要な国家資格は存在しないため、各一般ガス事業者の責任により、調査従事者の能力を認定する必要がある。
- 現在日本ガス協会では、消費機器調査品質の維持向上等を目的に、能力認定のベースとなる「需要家ガス設備点検員」資格を運営。各一般ガス事業者は本資格に加え、事業者毎の自主保安等に必要の講習を受講することを調査従事者に必要な要件としている。

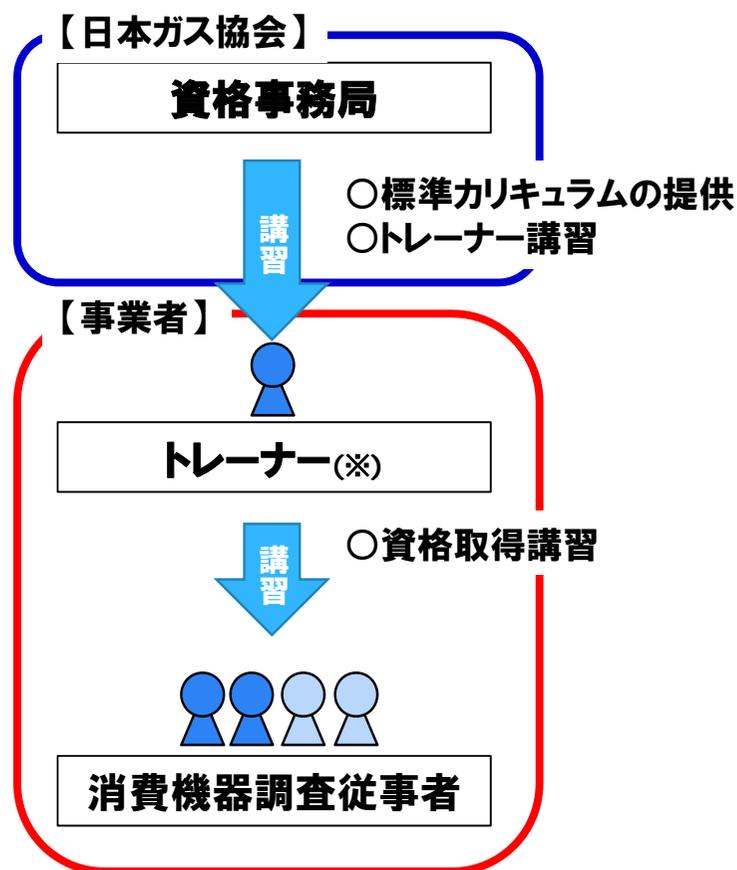
## 2. 日本ガス協会「需要家ガス設備点検員」資格について

- 平成26年度末現在、日本ガス協会会員事業者全206者により運用実績があり、都市ガス業界で運用が定着している。
- 日本ガス協会はガス事業者毎に講習トレーナーを養成し、講習トレーナーが各ガス事業者内で講習を実施。資格認定には各事業者を通して申請が必要。
- 講習内容は日本ガス協会が作成する標準カリキュラムの内容に加え、事業者の自主的な保安についても講習を実施している。
- 第1種～第3種までの3区分が存在するものの、現在は消費機器調査・内管検査の責任を一般ガス事業者が一元的に負っているため実態はほぼ「第1種」区分のみで運用されている資格である。
- 本資格は、主に低圧・家庭用需要家を対象とした資格である。

認定の区分	第1種	第2種	第3種
点検員の従事しうる作業	消費機器調査 および内管検査	消費機器調査	内管検査
【参考】平成26年度末 資格保有者数	37,916 人	90 人	154 人

## 2. 日本ガス協会「需要家ガス設備点検員」資格について

### ➤ 資格取得（更新）講習の実施について



日本ガス協会はガス事業者に対し、標準カリキュラムを提供するとともに、トレーナー講習会（1回/年開催）を開催する。

各事業者のトレーナーは、資格取得（更新）希望者に対し講習を実施する。

※トレーナーは、定期保安点検関連業務の従事期間2年以上等の条件を満たした者の中から各事業者が選定したものがあたる。

### 3. 「（仮称）消費機器調査員」資格について

- 需要家ガス設備点検員資格を、事業類型の変更に合わせ、ガス小売事業者の責任区分となる「（仮称）消費機器調査員」と、一般ガス導管事業者の責任区分となる「（仮称）内管検査員」の2資格に分割する。
- 消費機器調査員資格を小売事業者のための資格制度と位置づけ、ガス小売事業者からの申請を可能とする。

	現行制度	システム改革後	
	定期保安点検 (消費機器調査・内管検査)	消費機器調査	内管検査
責任区分	一般ガス事業者	ガス小売事業者	一般ガス導管事業者
資格体系	需要家ガス設備点検員	<u>（仮称）消費機器調査員</u>	<u>（仮称）内管検査員</u>
資格申請	・一般ガス事業者からの申請が必要	・ <u>ガス小売事業者からの申請が必要</u> (最終保障供給のため、一般ガス導管事業者からの申請も可能)	・一般ガス導管事業者からの申請が必要

○日本ガス協会は今後も各事業者毎に講習トレーナーを養成し、講習トレーナーが各事業者内の資格取得希望者への講習を実施する。

### 3. 「（仮称）消費機器調査員」資格について

➤ 消費機器調査員資格制度に求められる要件

- ・ガス小売事業者が法定業務を遂行する上で必要な知識を効率的に習得できること。
- ・保安業務規程に記載される予定の「自主保安」に関する知識を習得できること。
- ・ガス小売事業者としてガス漏えい時対応等の基本的な知識を習得できること。

資格名（仮称）		（仮称）消費機器調査員	← 現行制度 （第2種需要家ガス設備点検員）
可能となる作業		・消費機器調査（省令化予定の開栓業務機会での調査も含む）	・消費機器調査
教育内容（認定範囲）	共通内容	①基礎知識	・基礎知識
		②消費機器調査（法定）	・ガス事業法第40条第2項に定めるガス消費機器調査に関する事項
		③自主保安	・自主保安についての内容
	④事業者独自自主保安	・ガス小売事業者独自の自主保安項目 等	事業者独自自主保安

省令化項目  
保安業務規程必須記載3項目

注) 従来の基礎知識に加え、ガス小売事業者として必要なガス漏えい時の対応やマイコンメーター対応、災害時復旧対応等の基礎知識に関する講習を①基礎知識にて行う。

## 4. 今後の取組み予定

- ▶ 他ガス業界（LPガス業界、簡易ガス業界）の点検資格保有者が「（仮称）消費機器調査員」資格を取得する場合の講習内容の省略（講習時間の短縮）の検討
- ▶ 自社内に講習トレーナーが不在である新規参入のガス小売事業者の資格取得希望者に対する講習機会の確保（日本ガス機器検査協会（以下、JIA）・既存事業者等への協力依頼）

【参考1】資格取得に必要な講習時間

	新規取得講習			合計時間
	① (7時間)	② (14時間)	③ (7時間)	
第1種	○	○	○	28時間
<b>第2種</b>	○	○		<b>21時間</b>
第3種	○		○	14時間

【講習内容】

- ①基礎知識
- ②実務知識と理解度確認【消費機器】
- ③実務知識と理解度確認【漏えい検査】

【参考2】新規小売事業者への講習イメージ

